和 兀 年 第 口 定 例 県議 会 議 案に対 する 教 育委 員 숲  $\mathcal{O}$ 意 見 に 0 V て

令

臨 L 五 育 明委員会のなり の教育の 、委員属 条第二人会規則に 項第務の五の 規 号 一 定 ) 部 部 第三条第一項 第三条第一項 i する。 項の規: 定又 には 基臨づ時 き に 、 代 代 別 理 が紙のとおり 吐させる規則

令和四年二月二十八日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津

男

教委教改第1595号 令和4年2月21日

大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会 教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について (回答)

令和4年2月17日付け財第467号で照会のあった上記のことについて、 下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

(公印省略)



財 第4 6 7号 令和4年2月17日

大分県教育委員会 教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞

議案に対する教育委員会の意見について(照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

### 1 議案名

- 令和 4 年度大分県一般会計予算関係部分
- ・個人情報保護条例の一部改正について
- ・職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について
- ・職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について
- ・大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

# 2 議案提出県議会

令和4年第1回定例会

教委教改第1633号 令和4年2月25日

大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会 教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について (回答)

令和4年2月24日付け財第476号で照会のあった上記のことについて、 下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

### (公印省略)



財 第4 7 6号 令和4年2月24日

大分県教育委員会 教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬勝貞

議案に対する教育委員会の意見について(照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
  - · 令和3年度大分県一般会計補正予算(第12号)関係部分
- 2 議案提出県議会 令和4年第1回定例会

# 令和4年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

_									,	(単位:千円)	
	款					項			令和4年度 当初予算案	令和3年度 当初予算額	差引増減
3	福 祉 生活費	2	児	童	福	祉	費		26,446	26,633	△ 187
10	教育費	1	教	育	総	務	費		6,860,685	6,608,228	252,457
		2	小	学	± 7	校	費		36,740,867	38,506,020	△ 1,765,153
		3	中	学	<u>.</u> 4	校	費		23,334,638	23,422,491	△ 87,853
		4	高	等	学	校	費		28,607,218	28,539,892	67,326
		5	特	別支	援	教育	費		11,651,521	13,312,625	Δ 1,661,104
		7	社	会	教	育	費		1,959,825	1,684,999	274,826
		8	保	健	体	育	費		1,386,857	1,182,650	204,207
11	災 害 復旧費	3	県災	立 <sup>=</sup> 害	学 杉 復	施旧	設 費		110,000	110,000	0
			教育	委員	会	計			110,678,057	113,393,538	△2.4%) <b>△ 2,715,481</b>
						1111	-#-	構成比	(15.3%)	(14.7%)	(1.4%)
			う	ち	事	業	費	金 額	16,964,045	16,721,584	242,461
				_		1st	#	構成比	(84.7%)	(85.3%)	(△3.1%)
			つ	ち	人	件	費	金 額	93,714,012	96,671,954	△ 2,957,942

### <参考>

県予算額に占める教育委員会 予算額の割合	15.4%	16.1%	
県 予 算 額	717,841,000	702,731,000	(2.2%) 15,110,000

# 令和4年度当初予算案の概要(教育委員会関係)

(単位:千円)

						(単位:十円)
	事	業	名	令和4年度 当初予算案 令和3年度 当初予算額	当初予算案の概要	所管課
1	新時代の4 CT活用打			115, 673 (0)	ICTを効果的に活用した授業改善を図るため、ICT教育サポーターを育成・派遣するプラットフォームを運営するほか、教職員などが優良授業事例等を閲覧できるポータルサイトを開設する。	教育デジタル 改革室
2	教員業務フ等派遣	サポー 事業	・トスタッ	756, 052 (865, 814)	コロナ禍における児童生徒の学びを保障するため、消毒等の事務作業を支援するスクールサポートスタッフ及びきめ細かな指導を行う学習指導員を配置する。 ・スクールサポートスタッフ 430人 ・学習指導員 363人	教育人事課
3	教員の産( 進事業	休・育	休取得促	74, 724 (78, 999)	教員が産休・育休を取得しやすい環境を整備するため、代替教員を早期配置し、ゆとりある引継期間を確保する。 ・休暇・休業期間に入る1~4か月前の代替教員配置の拡充 ※1学期産休取得予定者に加え、2学期に産休取得予定の小学校及び 特別支援学校の学級担任教諭を対象に追加	教育人事課
4	県立学校加	施設整	備事業	3, 688, 038 (4, 315, 890)	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の新増改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。 ・第三次特別支援教育推進計画に基づく施設整備 (大分地区新設特別支援学校校舎の建設、別府地区基本設計等) ・大規模改造(中津東高校など11校) など [債務負担行為 898,022千円]	教育財務課
	公立高等 <sup>2</sup> 付事業	学校等	奨学金給	371, 341 (354, 473)	保護者の経済的理由による修学機会の喪失を防止するため、修学意欲のある高校生等に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税非課税世帯 第1子 年額114,100円〜110,100円→114,100円へ増額) 第2子以降 年額143,700円 (141,700円→143,700円へ増額) 生活保護受給世帯(修学旅行費相当分) 年額 32,300円 専攻科の生徒に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 年額 50,500円 (48,500円→50,500円へ増額)	教育財務課
6	いじめ・ <sup>2</sup> 進事業	不登校	等防止推	169, 294 (170, 139)	いじめや不登校を未然に防止するため、教育相談体制を充実するとともに、先端技術を活用し早期発見に向けた取組を強化する。 【特】AIを活用したメンタルヘルス分析の試験導入・地域児童生徒支援コーディネーターの配置(22人) など	学校安全・安 心支援課
7	いじめ・ <sup>2</sup> 援事業	不登校	等解決支	267, 030 (230, 247)	児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校・特別支援学校に配置する。 ・スクールカウンセラーを全公立小中高・特別支援学校に配置・ヤングケアラーのための配置拡充 ・フリースクールに通う児童生徒の支援 など	学校安全・安 心支援課
8	スクール: カー活用 <sup>ス</sup> 業		•	104, 424 (91, 003)	貧困など家庭環境に起因する不登校等の未然防止、解決のため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカー (SSW) 及びSSWへの助言を行うスーパーバイザーを配置する。 ・ヤングケアラーのための配置拡充 ・フリースクールに通う児童生徒の支援など	学校安全・安 心支援課
9	未来を創え			16, 551 (18, 085)	小・中学校での主体的・対話的で深い学びを推進するため、授業のイノベーションを促すフロンティア校においてICT活用による授業改善等を実施するとともに、中山間地域等における遠隔教育の実証を行う。 ・個別最適な学びを実現するためのAIドリル等の導入 ・中山間地域等の小規模校における遠隔教育の実証 など	義務教育課

	事	業	名		ر ،	令和 4 当初予 令和 3 当初予	子算案 3年度			当	初	予	算	案	<i>Ø</i>	根	ŧ	要		所管課
10	未来を創る 事業	る学力	向上	支援			859, 826 657, 993)	推進計画	頭を策 £制に ・基本	定し、 おける の定	、組織 る専科 着に加	的な 教員 え、	受業改	:善に	取り糸	且む市	町村	けに対し	り込んだ 、小学校 状況調査	義務教育課
11	特 さくら咲。 就労促進誓		支援	学校			24, 195 (0)	学校の持 員向け研 ・外部	受業内 肝修な 『講師	容を どを によっ	充実さ	せ県F る。 の実施	内の特 回と他	·別支 校へ(	援学を のWE	交に配 : B配	!信す 信	-るとと	高等支援 もに、教	特別支援教育課
12	未来へつた業	なぐ学	:び推	進事			169, 542 120, 050)	びSTE ほか、炉 ・英語 ・個別	E A M 元端技 吾 4 技 刊最適	「教育 「術を に 能の 「な学で	を推進 舌用し	するた たEc 向けた 現する	こめ、   T e   認定	英語 chi テス	4 技育 教材を トの実 I ドリ	と育成 引き 施と ル等	シス 続き 指導	マテムを 導入する 体制確3		高校教育課
13	次世代人材	才育成	推進	事業			33, 538 (32, 938)	エネル <sup>3</sup> る。 ・高校	ドー分 を生を	対象	興味を とした	持ち、 通年型	挑戦 』のS	意欲 TE	の醸 <sub>原</sub> AM調	せに繋 題研	がる究講			高校教育課
14	<b>特</b> 地域とつむ 成事業	ふぐ技	術人	.材育			30, 083 (0)		こおい 2授業	て県民を実施	内就職 浅する	に向い。 。	ナた取	組を	強化了	けると	とも	た、先	め、工業 端機器を	高校教育課
15	<b>特</b> 大分の未う スリーダー						15, 942 (0)	校におい ・地域 ・イン	ヽて課	題発り題発り	見・解	決能力を決力を 光ツァ	Jの向 育成 ーの	上に する 企画	繋がる 「おお ・コン	授業 いた テス	等を 地域	実施する未来塾」	商業系高 る。 の開催	高校教育課
16	特 地域を支え 成事業	える福	祉人	材育			2, 222 (0)	系高校に に、福祉 ・先進	こおい 上教育 <u></u> 生施設	て最 の魅 と連	先端の	知識 の情幸 実習・	· 技術 發発信 体験	·習得 等を 活動	に向い 行う。 の実施	ナた取 i			め、福祉 るととも	高校教育課
17	地域との† 魅力化推済			高校			37, 986 (49, 611)	地域課是 山間地域 · 高校	夏探究立 関探立 対を移 表を移 でを移	学習はと基準に基準に	の実践	等地がある。等地がある。	或とり、 ととり、 ほこのの選2	携ネ実択00	た 取 ト フ フ 万 円 道	llを強 一ク構 「円 ll加)	化す築に	つるとと 取り組む	るため、 もに、中 ら。	高校教育課
18	子ども科賞	学体験	推進	事業			45, 199 (42, 595)	持った 業・大学 ・科学	「体験 さ・高 を体験	検型子 i校とi i講座	ども彩 連携し を開催	学館   た科学   するサ	O-L 体験 テラ	a b 講座 イト	o (オ を実施 ラボ	ーーラ [する。 (地域	ボ) 。 拠点			社会教育課
19	新 生涯を通り 学び支援!	じた障 事業	がい	者の			8, 127 (0)	構築する	5 Z Z	もに、		におり	る生	涯学	習の実	践研			携体制を	社会教育課

	事 業 名	令和4年度 当初予算案 令和3年度 当初予算額	当初予算案の概要	所管課
20	<b>特</b> 文化部活動改革推進事業	1 640	教員の部活動指導の負担軽減と生徒の文化部活動への参加機会確保を 図るため、文化部活動の地域移行・合同部活動実施にかかる調査研究を 行う。	文化課
21	活かして守る大分の文化 財保護推進事業	14, 889 (13, 844)	「大分県文化財保存活用大綱」に基づき、地域とともに文化財を活かして守るため、市町村の地域計画作成を支援するほか、文化財への理解・関心を高める情報発信の強化や人材育成等を行う。 ・国・県指定文化財のデジタル図鑑の制作 ・子ども学芸員による企画展の開催 など	
22	学校部活動改革サポート 事業		教員の部活動指導の負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、 部活動指導員を配置するとともに、総合型地域スポーツクラブと連携 し、部活動の地域移行等に関する調査研究を行う。 ・部活動指導員 135人(公立中学校122人、県立高校13人) ・中学校部活動の総合型地域スポーツクラブへの試行的移行(2校)	体育保健課
23	特 国民体育大会九州ブロッ ク大会開催準備事業	58, 959 (0)	令和5年度に開催される国民体育大会九州ブロック大会を成功させる ため、競技環境の整備等を行う。	体育保健課

※ 新 は「新規事業」、 特 は「ポストコロナおおいた挑戦枠事業」

### 大分県個人情報保護条例等の一部改正について

#### 1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」)が制定され、個人情報保護制度の見直しにより、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合された(整備法50条、附則2条)。

このため、上記法律の規定を引用している条例について改正を行う もの

- 2 条例の改正内容(①に関連する部分)
- (1) 大分県個人情報保護条例の一部改正(第1条関係)
  - ア 引用法律の変更に伴う規定の整備

行政機関個人情報保護法 独立行政法人等個人情報保護法

- ⇒ 個人情報保護法
- イ 統計法の引用条項の改正 (整備法附則 4 6 条) に伴う規定の整備
- (2) 大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正 (第2条関係)

個人情報保護法の引用条項の改正(条ずれ)に伴う規定の整備

#### 3 施行期日

令和4年4月1日 (整備法の①の施行日)

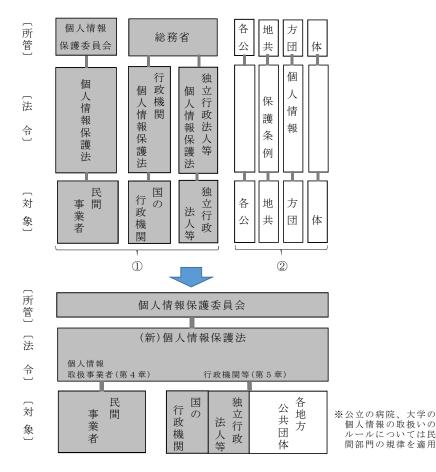
#### 4 その他

地方公共団体に係る部分(②)についての大分県個人情報保護条例の 改廃は、令和4年度の予定

#### [参考]

#### 個人情報保護制度の見直しの全体像

①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、②地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、③全体の所管を個人情報保護委員会に一元化



※ <u>国の行政機関や独立行政法人等に係る部分(①)は、令和4年4月</u> 1日に施行

地方公共団体に係る部分(②)は、整備法の公布の日(令和3年5月19日)から2年以内に施行

# 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

教育人事課

### 1 改正理由

職員の服務の宣誓の際の署名及び対面を不要とするため、職員の服務の宣誓に関する条例について所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

宣誓書について、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員等の面前において 署名を行う」規定を削除し、提出のみを規定する。

現行	改正後
第二条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命 権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式 による宣誓書に署名して の職務を行ってはならない。	第二条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書 <u>を任命権者に提出して</u> からでなければ、その職務を行ってはならない。

### 3 施行期日

公布の日

### 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

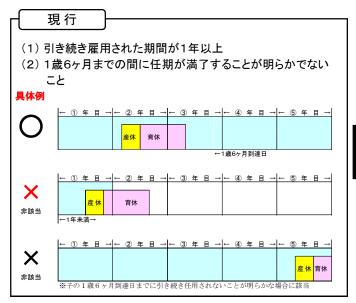
教育人事課

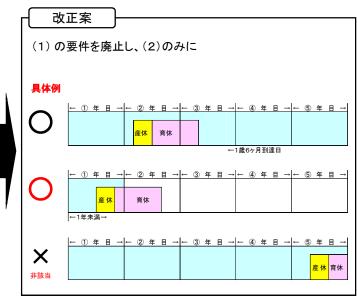
### 1 改正理由

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できるようにするため、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい環境整備を行いたいので所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件緩和





- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等育児休業取得回数制限の緩和
  - ① 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
  - ② 勤務環境の整備(研修実施、相談体制整備等)

## 3 施行期日

令和4年4月1日

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

#### 項目1:職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

項目	改	正	内 容		備	考				
期末手当		の年間支給月			令和4年4	.月1日				
				と12月期の	施行					
	支給月数の改正(引下げ分は期末手当に配分)									
	期末手当	6月:	期	12月						
	別水丁コ	現行	改正後	現行	改正後					
	一般職員	1. 275	1.2	1. 275	1.2					
	(再任用職員)	(0.725)	(0.675)	(0.725)	(0.675)					
	特定管理職員	1.075	1.0	1.075	1.0					
	(再任用職員)	(0.625)	(0.575)	(0.625)	(0.575)					
		•								

#### 項目2:一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第2条関係)

項目	改 正	内 容	備考
期末手当	年間支給月数の引下げ 係る6月期と12月期の	(3.35月→3.25月) に 支給月数の改正	一 令和4年4月1日 施行
	6月期	12月期	]
	現行 改正後	現行 改正後	]
	1. 675 1. 625	1. 675 1. 625	]

#### 項目3:一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正(第3条関係)

項目	i	改 正	内	容	備考				
期末手当	年間支給月数			. 25月)に	令和4年4月1日				
	係る6月期と1	12月期の支約	施行						
	6月其	朝	12月	期					
	現行	改正後	現行	改正後					
	1.675	1.625	1. 675	1.625					

#### 項目4:特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正(第4条関係)

項目	Ī	<u> </u>	内 :	容	備考					
期末手当	年間支給月数	の引下げ(3	. 35月→3	. 25月)に	令和4年4月1日					
	係る6月期と1	系る6月期と12月期の支給月数の改正								
	6月‡	胡	12月	期						
	現行	改正後	現行	改正後						
	1, 675	1. 625	1. 675	1. 625						
		1, 020	2, 0, 0	1,000						
					ı					

#### 項目5:会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正(第5条関係)

項 目 期末手当	改 正 内 容 会計年度任用職員の期末手当の額を決定する際に、常勤職員 との事情の違い等も勘案して決定することができるよう、当該 額の決定方法にかかる規定を改正するもの(条例第2条はパー トタイム会計年度任用職員、条例第4条はフルタイム会計年度 任用職員)	
	現 行 一般職の常勤職員の例による。 ※ 一般職の常勤職員の期末 手当基礎額に1.20月を 乗じた額に、在職期間の区分 に応じた割合を乗じた額 にする必要がある。	

#### 項目6:大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正(第6条関係)

項目	i	改 正	内	容		備	考
期末手当	年間支給月数		. 25月)に		令和4年4月	1 日	
	係る6月期と1	1 2月期の支約		施行			
	6月非	朝	12月期				
	現行	改正後	現行	改正後			
	1.675	1.625	1.675	1.625			
				·			

#### MH FII

<u> </u>	
項 第1項 (施行期日)	<u>内</u> 容 令和4年4月1日
第2項 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例 措置)	令和4年6月に支給する期末手当において、令和3年12月の引下げに相当する額を減額調整
第3項 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例 措置)	企業局等からの転入職員等について、第2項の特例措置を給与条例適用職員と同様 に実施
第4項 (人事委員会へ の委任)	附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会が定める。

# 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例別表第3「技能検定試験関係事務に係る手数料」について、令和4年度に国が行う受検料の減免措置にかかる制度変更に伴い、次のとおり見直しを行う。

# 1. 技能検定試験の概要

- 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度。
- ·年2回実施。前期(4~9月)、後期(10~3月)
- ・機械検査、電子機器組立 など131職種
- ・受検手数料は、学科: 3,100円/職種

実技:18,200円/職種

## 2. 国が行う減免措置の内容

- (1) 現行(平成29年度後期検定~)
  - 35歳未満の者が

2級または3級の実技試験を受検する場合

- 1 職種あたり9.000円を減免する
- (2)変更後(令和4年度前期検定~)
  - ・<u>25歳未満の在職者(雇用保険加入者)</u>が 2級または3級の実技試験を受検する場合
  - 1 職種あたり9,000円を減免する

# 3. 2の変更を受けた県の対応

国の制度変更により意欲ある高校生等の挑戦が 妨げられないよう、<u>高校生等、在校生について現</u> <u>行の減免措置を継続</u>(新たな制度を創設)

・R4年度当初予算に必要な費用を計上。

### 4. 条例の改正内容

(1)規定の整備

2の変更に伴い、備考第1号に規定する減免措置の 対象となる者の範囲を見直し。

(35歳未満の者→25歳未満の在職者)

(2) 高校生等への特例の新設

高校生等、在校生が2級または3級の実技試験を受 検する場合、当分の間、現行の手数料と同じ金額とす る旨の特例を附則に新設。

(3)施行期日 令和4年4月1日から施行する。

### 【参考】改正後の受検手数料

単位:円

		·/ // // //		一 平 四 . 1 ]		
等級区分		現	行	改正後		
		35歳未満 35歳以上		25歳未満	25歳以上	
	テ級、1級 ユ一等級	18,	200	18, 200		
0 %%	一般 0.20		10 200	9,200 (国)	18, 200	
2級	在校生	(国)	18, 200	9, 200(県)	18, 200	
O %压	一般	9, 200 (国)	18, 200	9, 200(国)	18, 200	
3級	在校生	3, 100 (国)	12, 100	3, 100(県)	12, 100	

()内は減免措置の実施主体

# 大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について

ノヘノンスト	囲作のようノベル来がり 中以上にノいて	•									
1条例の概要	高齢者、障がい者を含む全ての県民が、自由 づくりを進めていくことを目的として平成7年3月に										
2 改正の理由	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の規定に基づく「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準を定める規則」及び「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、本条例に規定している信号機及び道路の基準を改正するもの										
	(1)条例第23条の4(信号機)関係	高齢者、障害者等	等の移動等の円滑化の促進	進に係る <b>信号機</b> 等の基準を定める規則							
	主な改正点	対象区域	現行	改正後							
	①視覚障がい者等の安全のため設置する <b>信号機</b> の基準	大分駅、鶴崎駅周辺 (公安委員会が作成する 交通安全特定事業計画 の区域)	音響を発することが できる信号機	左記のほか、スマートフォン(通信端 末機器)等による信号機情報の音 声案内も可							
3 改正の内容	(2)条例第23条の7(県道)関係 参酌 参酌										
	主な改正点	対象道路	現行	改正後							
	①自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 幅員の規定等を整備	大分駅、別府駅周辺の 県道 (国土交通省が指定)	(規定なし)	自転車歩行者専用道路の幅員 →4 m以上 歩行者専用道路の幅員 →2 m以上 等							
	② <b>立体横断施設(うちエレベーター)</b> 内外を相互に視認できる構造の規定を追加		出入口の戸にガラスを はめ込む措置	左記のほか、画像を表示する設備の 設置も可							
	③旅客特定車両停留施設(バスターミナル) 道路付属物として設置するバスターミナルの 通路や出入口の幅員等の構造基準について、 「公共交通移動円滑化基準」に準じて規定	全ての県道	(規定なし)	通路の有効幅員 →1.4m以上 出入口の有効幅 →0.9m以上 等							
4 施行日	公布日										

# 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

## 1 条例改正理由

### ※現行条例施行(H21.4)以降の社会情勢変化

- (1) 差別解消3法の施行(H28) (障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)
- (2) SNS等による誹謗中傷などの社会問題化
- (3) 性的少数者の人権問題への取組の必要の高まり
- (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の発生など

### 2 改正内容、施行日

#### (1)改正内容

### ※社会情勢変化にあわせ、関係条文等を整理

- ① 条例名「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改正
- ② 前文に「性的指向、性自認」、「情報化の進展などの社会情勢の変化による複雑多様化」等を追記
- ③ 第1条(目的)に差別解消3法等の関係法令等を追記
- ④ 第2条(基本理念)に「感染症の患者等に対する差別などのあらゆる不当な差別」等を追記
- ⑤ 第8条「差別をなくす運動月間」の名称を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」に改称
- ⑥ 第11条 (調査研究) に「部落差別等あらゆる不当な差別に 関する実態の把握」を追記

### (2)施行日

公布の日

## 3 改正案に対する主な意見

### (1) パブリックコメント(R3.10~11月)

- ・幼少期からの人権教育は重要である
- ・インターネット上での差別的書込みが増えており、条例改正は時機にかなっている
- ・差別が解消されれば、人権尊重社会が実現すると とられないように配慮が必要である
- 条例名をわかりやすくした方が良い

### (2) 人権尊重社会づくり審議会 (R3.12.17)

- ・「差別の解消」を入れるという趣旨はよい
- ・なぜ「部落差別」を例示としてとりあげるのか
- ・「部落差別問題」は日本固有の問題で、人権行政の 原点であることは理解する
- ・外国人や障がい者等も含めた「多文化共生社会」の 視点も重要である

### 新旧対照表

改正後

現行

### 大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む 人権尊重社会づくり推進条例

人権は、全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会に おいて幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であ り、人間の尊厳に基づく固有の権利である。全ての人は、様々な個 性をもった存在として皆同じように大切な人権を有し ているのであり、これを侵害することは決して許されるものではな 

しかしながら、今日なお、部落差別をはじめ、社会的身分、門地、人 種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい、疾病等に よる不当な差別その他の人権侵害が存在する中で、さらにこれが、情 報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化し、私たちの解 決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく 理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図 っていくことが重要である。全ての個人が自律した存在としてそ れぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現しれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現 は、県民全て の願いである。

ここに、私たち大分県民は、全ての人の人権が尊重される社会 づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、こ の条例を制定する。

### 大分県人権尊重社会づくり推進条例

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会に おいて幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であ り、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個 性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有し ているのである

しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人 種、民族、信条、性別 、年齢、障がい、疾病等に よる不当な差別その他の人権侵害が存在し

、私たちの解

決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく | 理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図 っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそ は、県民すべての願いである。

ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会 づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、こ の条例を制定する。

改 正 後	現 行
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第1条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第百九号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)その他の人権尊重を目的とした法律等の理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策(以下「人権尊重施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって全ての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は 、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策(以下「人権尊重施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって <u>すべて</u> の人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

### 改正後 現行 (基本理念) (基本理念) 第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、全て の人が自己 第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己 決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、全て の人が部落差 決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別 別、障がい者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、感染症の患 者等に対する差別その他のあらゆる不当な差別(以下「部落差別等 あらゆる不当な差別」という。)及びその結果生じる不合理な較差の 及びその結果生じる不合理な較差の 解消に取り組む社会並びに全ての人が多様な価値観と生き方を認|解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認 め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならな め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならな 11 11 第3条~第7条(略) 第3条~第7条(略) (差別をなくす運動月間及び人権週間) (差別をなくす運動月間及び人権週間) 第8条 部落差別等あらゆる不当な差別の解消の取組を進めるため 第8条 差別の解消の取組を進めるため に部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間(以下「差別を 差別をなくす運動月間 なくす運動月間」という。)を、人権についての理解を広めるために を、人権についての理解を広めるために 人権週間を設ける。 人権週間を設ける。 2~4 (略) 2~4 (略) 第9条~第10条(略) 第9条~第10条(略)

改正後	現 行
(調査研究) 第 11 条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意 識 <u>及び部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態</u> の把握その他の 必要な調査研究を行うものとする。	(調査研究) 第 11 条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意 識の把握その他の 必要な調査研究を行うものとする。
第 12 条~第 15 条 (略)	第 12 条~第 15 条 (略)

# 令和3年度2月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

				1	(単位:千円)
款	項		既決予算額	補正予算案	<del>ā†</del>
3 福 祉 生活費	2 児童福祉費		26,633	△ 765	25,868
10 教育費	1 教育総務費		6,608,228	△ 506,459	6,101,769
	2 小 学 校 費		38,506,020	△ 247,521	38,258,499
	3 中 学 校 費		23,422,491	119,590	23,542,081
	4 高 等 学 校 費		28,547,556	59,266	28,606,822
	5 特別支援教育費		13,312,625	△ 338,432	12,974,193
	7 社 会 教 育 費		1,684,999	△ 29,462	1,655,537
	8 保健体育費		1,182,650	671,881	1,854,531
11 災 害 復旧費	3 県立学校施設 災害復旧費		110,000	△ 88,000	22,000
	教育委員会 計		113,401,202	△ 359,902	113,041,300
		構成比	(4.4.00)		(4.4.0%)
	うち事業費	金額	(14.8%) 16,729,248		(14.2%) 16,013,419
		構成比			
	うち人件費	金額	(85.2%) 96,671,954		(85.8%) 97,027,881
		과 다.	00,071,004	000,027	07,027,001

# 令和3年度一般会計2月補正予算案の概要(教育委員会関係)

(単位:千円)

	事 業 名	予 算 案	事業の概要	所 管 課
1	新時代の学びを支え るICT活用推進事 業		ICTを効果的に活用した学習環境の充実を図るため、県立学校や社会教育施設のネットワーク環境を拡充するほか、タブレット端末の追加整備を行う。	教育デジタル 改革室
2	県立学校等学習環境 緊急整備事業	(0) <b>170, 850</b> 170, 850	感染拡大を防止するため、県立高等学校、中学校及び特別支援学校において使用する消毒液等の衛生用品を確保する。 また、市町村による公立幼稚園向け衛生用品の購入に要する経費に対し助成する。 ・補助率 1/2	教育財務課

<sup>※</sup> 予算案欄の上段( )は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。

第 2 表			ig.											
					繰	越	明	許	費	補	正			
(1) 追	加													
	款				項			事		業		名	金	額
														千円
1 議	会	費												10,648
			1	議	会	費								10,648
							諺	会運営費						10,648
2 総	務	費												632,703
			2	企	画	費	,							290,888
							祖	l母·傾·	大崩ユネ	スコエコ	パーク施	没整備事業費		6,674

			交通安全施設整備費	5,192
10 教 育 費				419,461
	1 教 育 総 務	費		201,198
			県立学校等学習環境緊急整備事業費	170,850
			教職員住宅等整備事業費	7,970
			私立学校感染症対策等支援事業費	22,378
	4 高 等 学 校	費		141,620
			新時代の学びを支えるICT活用推進事業費	129,995
			ものづくりスペシャリスト育成推進事業費	11,625
	7 社 会 教 育	費		73,473
			文化財保存事業補助事業費	27,666
			活かして守る大分の文化財保護推進事業費	3,630

		九重青少年の家施設整備事業費	42,177
	8 保 健 体 育 費		3,170
		学校保健費	3,170
11 災 害 復 旧 費			10,997,569
	1 農 林 水 産 業 施 設 1 災 害 復 旧 費		3,390,587
		農林水産関係災害時緊急対応事業費	176,000
		団体営耕地災害復旧事業費	2,679,728
		県単林道災害復旧事業費	3,502
		林道災害復旧事業費	232,474
		漁港災害復旧事業費	298,883
	2 土木施設災害復旧費		7,588,621
		(公) 災害復旧事業費 (河川課分)	7,215,598

(2) 変 更	(4)			
款	項	事業名	既 定 額 補 正 額	計
			千円	千円 千円
6 農林水産業費			10,708,000 7,922,3	75 18,630,375
	3 農 地 費		4,251,000 6,181,2	38 10,432,238
		基幹水利施設保全対策事業費	222,000 343,7	63 565,763
		農業水利施設保全合理化事業費	366,000 798,6	72 1,164,672
		小水力発電施設整備事業費	77,000 386,8	58 463,858
		水田畑地化推進基盤整備事業費	107,000 210,3	83 317,383
		経営体育成基盤整備事業費	1,134,000 2,039,1	58 3,173,158
		農道保全対策事業費	4,000 2,8	00 6,800
		農村振興総合整備事業費	11,000 48,9	74 59,974
		中山間地域総合整備事業費	601,000 952,7	1,553,744

Ť					
		(公)港湾改修統合事業費	108,000	260,721	368,721
	5 都市計画費		1,412,000	1,472,324	2,884,324
		(単) 街路改良事業費	70,000	157,601	227,601
		(公)街路改良事業費	1,268,000	1,242,583	2,510,583
		(公) 県営都市公園長寿命化対策事業費	74,000	72,140	146,140
	6 住 宅 費		162,000	225,524	387,524
		県営住宅ストック活用推進事業費	25,000	49,537	74,537
		(公)県営住宅建設事業費	112,000	78,624	190,624
*		(公)既設県営住宅改善事業費	25,000	97,363	122,363
10 教 育 費			316,000	66,000	382,000
	4 高等学校費		270,000	66,000	336,000
		高等学校施設整備事業費	270,000	66,000	336,000

第 3 表

# 債務負担行為補正

# (1) 追 加

事	項	期	間	限	度	額
1 消防学校給食業務委託料			年度から年度まで			千円 12,567
2 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給			年度から年度まで			1,969,195
3 河川情報基盤維持管理委託料			年度から年度まで			30,857
4 ダム管理設備点検業務委託料			年度から年度まで			13,089
5 砂防情報基盤維持管理委託料			年度から年度まで			21,959

(36)

6	定時制高等学校給食業務委託料	令和3年度から 令和7年度まで	59,504

(2) 変 更						
事	項	期	閰	限	度	額
1 自動車税種別割納税通知書作成等業務委託	<b></b> 七料			「12,535千円」を「9,670千円」		
2 税務業務アウトソーシング推進事業	(8)			「98,815千円」	を「84,617千円」	
3 二豊学園施設改修事業				「61,353千円」	を「0千円」	
4 農業近代化資金等利子補給				「247,108千円	り」を「204,300千月	푀
5 災害資金利子補給				「17,461千円」	」を「7,716千円」	
6 特定災害資金利子補給				「2,631千円」	を「1,162千円」	
7 農業経営負担軽減支援資金利子補給				「35,262千円」	」を「21,760千円	J

16 防災重点農業用ため池山清水溜池地区堤体改修事業	「60,000千円」を「0千円」
17 防災重点農業用ため池九郎仁田地区堤体改修事業	「13,000千円」を「0千円」
18 防災重点農業用ため池重(下)池地区堤体改修事業	「90,000千円」を「0千円」
19 防災重点農業用ため池八面山新池地区堤体改修事業	「195,600千円」を「0千円」
20 (公) 道路改良事業(年度内支出を伴わないもの)	「117,000千円」を「417,000千円」
21 (公) 道路施設補修事業(年度内支出を伴わないもの)	「30,000千円」を「160,000千円」
22 生活排水処理施設整備費補助	「263,600千円」を「250,777千円」
23 県立学校施設整備事業(大分支援学校)	「240,000千円」を「178,200千円」

24 県立図書館カウンター業務委託料		「144,136千円」を「138,710千円」